

# CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2018 SEP (Vol.17)

## CONTENTS

グローバルに限らない人材不足という経営課題の盲点 .....	2
太陽グラントソントン パートナー 公認会計士 美谷 昇一郎氏 .....	2
新興国ニュース 第17回 カンボジア最新ビジネス情報 .....	4
株式会社東京コンサルティングファーム .....	4
中国・ASEAN 現地法人のこえ ～海外コンサルタントの事件簿～ .....	6
みらいコンサルティング株式会社 .....	6
中国における知的財産権管理のポイント (2) .....	9
柳田国際法律事務所 弁護士 柳田 一宏氏 弁護士 佐々木 裕助氏 .....	9



株式会社 中国銀行	
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20	
TEL:086-234-6539	
香港支店	cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール駐在員事務所	cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所	cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所	cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所	cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

## グローバルに限らない人材不足という経営課題の盲点

太陽グラントソントン

パートナー 公認会計士 美谷 昇一郎氏

日本経済は、実質国内総生産が1-3月期に前期比0.2%減となった後、4-6月期は同0.5%増とプラスに転じました。7-9月期は西日本豪雨の影響や米国を巡る貿易戦争への懸念を背景にした輸出の鈍化の影響などから、小幅なプラス成長にとどまる見込みです。とはいえ、実質賃金の回復に伴い、家計支出は依然底堅い動きとなっており、企業業績も引き続き堅調な見通しです。

その一方で、企業経営における不安材料としては、人材不足を挙げる経営者が多くなっています。人材不足が深刻になっている状況は、たとえば日銀が7月3日に発表した全国企業短期経済調査(短観)の業種別係数によれば、2018年9月までの雇用人員判断指数(DI)における全業種平均予想値でマイナス36となっており、過去最悪を更新しているところからも分かります。特に、インバウンド需要などが堅調な宿泊・飲食サービスでマイナス67、インターネット通販などの拡大により運送需要が増加している運輸・郵便でマイナス53と非製造業を中心に、より深刻な人材不足の状況が分かります。

一部の大手物流企業では、宅配便等の運送基本料金を引き上げることにより、人手不足の深刻な運転手の待遇改善を行ったり、人材確保に繋げたりしていこうとすることが話題になっています。こうした人材不足を解消する動きとして価格転嫁や賃上げが浸透していけば経済の好循環に繋がる可能性もありますが、中堅企業では恒常的な人手不足もあってどちらも道半ばといった状況にあり、さらに少しでも優秀な人材を確保するための人材採用コストの上昇なども加わって、企業収益の圧迫要因になっています。

人材不足問題を改善するために、政府に期待す

る施策は何かという質問をしますと、回答の多くは、少子高齢化対策という施策になってきています。しかし、少子高齢化対策とは具体的に何を指しているのでしょうか。果たして、少子高齢化対策を政府が推進すること(マクロ政策)で、目先企業に起こっている人材不足(ミクロの課題)を解消することに繋がるのでしょうか。

たとえば、人材不足が良く言われる業種の一つに情報サービス産業があります。この業界の市場規模は、近年、急速に拡大してきていますが、その背景には、あらゆる企業で情報化の推進というテーマが大きな経営課題となっている中で、データベースなどをクラウド経由で配信するクラウドコンピューティングサービスや、動画などのウェブコンテンツ配信の実用展開が目先に予想されているにも拘らず、こうした高度なコンピューティングサービスを使いこなすスキルを持つ人材が、圧倒的に不足しているという現状があります。こうした人材不足は、日本全体のマクロでの生産年齢人口が少子高齢化により減少していることが直接的な理由ではなく、これまで学校教育や企業内研修、人材育成という点で、高度IT人材の教育育成に十分な投資を行って来なかったことが時代の流れに追い付いていないという現状をもたらしていると言えます。

人材不足を解消する施策として注目を集めているのが、業務のAI化による人材リソースの有効活用という考え方があります。たとえば、大手銀行では、経営改善計画として業務効率化とそれに伴う大幅な人員削減を発表していますが、大企業については今後は大規模なシステム投資を行うことで業務のAI化を進め、ますます定型業務についてはAIが人間の代わりに担っていくでしょう。しかし、大規模なシステム投資を中堅企業が同じように進めることは難しいことは明らかです。ここで、まさに生産性に対する考え方のパラダイムシフトの見直しが必要だと考えています。つまり、従業員が機械で代替できる作業を行う「マシーン」で

はなく、労働意欲とモチベーションを持った人間であることを改めて認識してみることを提起したいと思います。

限られた人材でより生産性を上げるということは、どうしても多くの従業員にとって肉体的、精神的に従来以上の負荷をかけることとなります。この結果、かえって商品やサービスの質の低下や売上減少につながる可能性もありますし、さらには貴重な既存の従業員の流出を招くことにもなりかねません。

人材不足の影響を間接的ですが有効に緩和させる施策として、現在の従業員の待遇、仕事環境の改善、ワークライフバランス、成長機会の提供、企業理念の共有などに目を向けて、多少の肉体的、精神的な負荷を受け止めて、企業経営を一緒に乗り切ってもらえるような人材のモチベーションマネジメントを行うということを提案したいと思います。財務省が9月3日に発表した2017年度の法人企業統計によれば、いわゆる「内部留保」にあたる利益剰余金は446兆円（金融保険業を除く全産業）となっています。「内部留保」は株主への配当などにあてず、社内に残している留保金額であり、このうち現預金保有も11年度比で59兆円増加して221兆円となっています。企業によっては「金はあるけれど優良な投資先（M&A先）がなく困っている」というご意見を伺いますが、17年度は経常利益が11.4%増となった一方で、人件費は2.3%増にとどまっています。既存の従業員のモチベーションマネジメントが給与増だけではありませんが、さまざまな形で従業員への人材投資

にもっと余剰資金を振り向けてもいい、つまり、人材投資とは何かをもっと真剣に考えてもいいのではないかと思います。本来投資すべき有効な人材という経営資産にきちんと資金を投資できていないということになります。

人材不足が中堅企業の経営にとって大きな影響を与える状況が長期化する見通しになっています。労働生産性を上げるための商品サービスの高付加価値化と、現在の従業員に対してこれまで以上に見直し、全社一丸となって業務を行ってもらえるようなモチベーションマネジメントを真剣に考えてみてはいかがでしょうか。

### 太陽 Grant Thornton (Grant Thornton 加盟事務所)

Grant Thorntonは、世界130カ国以上・700以上の拠点を有する国際会計事務所ネットワークです。

太陽 Grant Thornton (太陽有限責任監査法人、太陽 Grant Thornton 税理士法人、太陽 Grant Thornton アドバイザーズ株式会社)が、Grant Thornton の日本メンバーとして、国際水準の監査の他、会計、税務、企業経営全般のコンサルティングサービスをご提供しております。

【国内拠点】 本部・東京事務所、大阪事務所、神戸オフィス、名古屋事務所、北陸事務所、福井オフィス、富山オフィス  
【ジャパングラント Thornton】 中国(北京、上海、広州/香港)、インド、インドネシア、シンガポール、タイ、台湾、フィリピン、マレーシア、ベトナム(ホーチミン、ハノイ)、オーストラリア、米国(シカゴ、ニューヨーク、アーバイン)、メキシコ、英国。

詳細は太陽 Grant Thornton Web サイトをご覧ください。<http://www.grantthornton.jp>

## 新興国ニュース

### 第17回

#### カンボジア最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回は、カンボジアにおける「VAT 還付」について解説致します。

カンボジア進出企業の中において長く問題視されてきたことの一つに、VAT 還付の話があります。これまでは、VAT 還付の手続きは、1年を超えることもあるほど煩雑でした。

これに対応し、税務総局（GDT）から、2018年6月、VAT 還付の効率的・効率的な手続きの向上を意としたと Prakas576「VAT 還付」が公布されました。

Prakas576の注目すべきポイントは、VAT 還付を受けるにあたり適切な手続きを行う納税者は、およそ40営業日程度の期間で還付を受けられるようになったことです（ゴールド税務コンプライアンス証明書を保有する企業は、さらに短縮される可能性があります）。外交使節、外国協議会、国際NGOなどは、15営業日程度とされています。

Prakas576では、VAT 還付を受けられる要件と還付手続きの概要を再定義しています。

#### 要件

自己申告管理様式（Self-assessment regime）の場合において、中規模及び大規模納税者のみがVAT 還付を受けられるとしています。小規模納税者の場合は、売上VATに対する仕入VAT残高を最大80%までしか受けられません。

中規模、大規模納税者は、下記の要件が適用されます。

- ・輸出業者、QIP企業などの投資企業として登録されている企業について、月次の仕入VATが売り上げVATを超過している
- ・その他の納税者について、3ヶ月以上連続して

仕入VATが売り上げVATを超過している

- ・輸入の税関申告書、納税を証明する税関受取書原本、地元サプライヤーによる税金受領者原本などの、仕入VATを証明するものを有している
- ・VAT非課税の輸出品、サービスの証明書を有している
- ・適切なVAT、売上、仕入などの会計記録を有している

外交使節、外国協議会、国際NGOなどは、下記の要件が適用されます。

- ・GDTに登録している
- ・GDT所定の様式にてVAT還付の届け出をしている
- ・各請求書の合計額が税引き前200,000リエル（約500ドル）以上である
- ・各還付要求の合計額が税引き前200,000リエル（約500ドル）以上である
- ・購入したものが実際に公式の用途に使用されている証明書を有している

#### 手続き

Prakas576での還付の手続きの要点としては、以下の通りとなります。

Prakas576では、月次納税申告においてVAT還付要求を完了しており、GDTにより決められている様式を適切に記入している納税者について言及されています。

実務上では、VAT還付の欄にチェックマークを入れ、GDTにカバーレターを提出するものとなっています。

毎回のこととしては、VATの請求書が有効なものであり、仕入VATが適切な月に申告されているか、GDT役員によるVAT還付の裏付け資料の監査が行われます。

ゴールド税務コンプライアンス証明書を保有する企業の利点としては、このGDTでの監査手続きが簡略化され、VAT還付手続きが高速化されるこ

とにあります。

迅速な還付を受けるため、適時に適切な会計記録の作成、関係書類の準備を整えられなければ、これが準備できるまで手続きが進まなくなるため、常に適切な会計記録等の作成、保持が必要となります。

この Prakas576 の導入は、これまでの不透明で時間の浪費であった還付手続きを見ても、全ての企業にとって喜ばしいものになると思います。

しかし、多くのサプライヤーは適切な請求書を発行している一方、もしサプライヤーが適切に VAT の納税を行っていない場合、還付手続きがストップしてしまいます。現在、法令不遵守の納税者から VAT を回収する役割は納税者側にあり、GDT にはないとされています。

法令遵守企業が、不遵守企業のために VAT 還付を受けられないという不合理な状況の改善が、今後の GDT の課題となるでしょう。

#### 株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース

「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合せ先： [f-info@kuno-cpa.co.jp](mailto:f-info@kuno-cpa.co.jp)

## 中国・ASEAN 現地法人のこえ ～海外コンサルタントの事件簿～

みらいコンサルティング株式会社

前回に引き続き、海外コンサルタントが現地で直面した様々な事件・トラブルをご紹介します。

### 1. 「二重帳簿」のリスク

現地法人が、いわゆる「節税」のために、二重帳簿を作成するケースがあります。すなわち、海外現地法人の「実際の経営状況をあらわした帳簿」と「税務申告するための帳簿」が作成されます。

これらは現地のローカル責任者や経理担当が主体となり、「良かれ」とおもって行われています。また、海外では二重帳簿の存在は「当然」ととらえられているケースも多く、特に中国では二重帳簿がごく普通に存在しています。

しかし、これは明らかな脱税行為であり、規則や法律に違反することとなります。リスクは、海外現地法人にとどまらず、日本本社にまで影響するケースがあるので注意が必要です。

脱税の事例としては、以下のようなものがあります。

- 売上を計上しない：インボイス・発票（中国における請求書兼領収書）を発行せず、売上を隠します。
- 人件費水増し：架空従業員の口座をつくり、架空給与を支払います。  
⇒ 支出先は、現地法人の社長やその親族等になるケースもあります。
- 販売先へのコミッション（販売手数料）：販売金額の一部を手数料として売上先に渡し、経費処理します。  
⇒ コミッションを渡す先は、会社ではなく「従業員」となっている場合があります。この場合は、税務上は経費にできません。

- スクラップ収入の未計上：スクラップ販売の収入が、帳簿上計上されません。  
⇒ 入金された資金は、「ウラガネ」として会社にプールされ、日本本社に説明できない支出に使われることがあります。
- 在庫の過少計上：在庫を実際より少なく計上することで、利益・税金は少なくなります。  
⇒ 帳簿上の在庫は、倉庫に実際にある在庫よりも少なくなります。この差額は、在庫の横流しに繋がる可能性があります。

上記の事例からわかるとおり、脱税・二重帳簿は単なる「粉飾」ではなく、「不正（会社の資産が不当に流出してしまう）」に繋がってしまうリスクもあります。

日本本社としては、現地法人の脱税処理を防止し、実態を正しくつかんで予想外の損失を回避することが必要です。

なお、中国では「五証合一（営業許可証、組織機構コード証、税務登記証、社会保険登記証、統計登記証の統合）」および「金税三期税収管理情報システム（関連当局間のネットワークによる情報共有が現実化、ビッグデータの分析により財務データが異常な企業を発見する、など）が推進されており、脱税が発見されやすい環境となっています。

参考までですが、中国では帳簿の違法な操作により脱税した場合、過少納付した税金の50%以上5倍以下の罰金が発生します。また、刑法上は、3年～7年の有期懲役となるおそれがあります。

#### Point

- 二重帳簿は、単なる「粉飾」ではなく、現地法人の資産流出につながる「不正」となり、刑事事件となる可能性を秘めています。
- なによりも、現地法人の「実態」が分からなくなることが、グループ全体のビジネスにとって悪影響を及ぼします。

## 2. 「ウラガネ」要求への対応

ベトナムに進出する日系企業の数は、年々増加しています。外資規制のない事業内容であれば、ライセンスの取得はそれほど苦労せずに進められます。

ただし、設立後の会社運営段階に入ると、どんな会社（日系を含む外資企業）でも、現地の商習慣からくるトラブルを避けられません。その代表的なものが、「ウラガネ」の要求です。

### 《ケース1》政府当局への対応

ベトナムでは許認可制度に従い、政府当局が各企業を管理しています。たとえば、事業内容に関連するライセンス取得、工場稼働のために必要な環境許可・消防許可の取得、税務関連の各手続き（税金還付・税務調査の対応等）があります。

その際、法律に従って手続きを行っても、一向に進まないケースがあります。こんなとき、当局筋に顔が利く人脈から、「御礼」を要求される場合があります。

「御礼」には、法律上大きな問題になるケースと、現地習慣として認識されている水準の両面があるのが、現地法人が直面している現状です。日本本社からみて「コンプライアンスに違反」にならないようにするため、外部のコンサルタント等と相談して進めることが望まれます。

《ケース2》仕入担当の不当なコミッション要求  
メーカー（主に委託加工企業）においては、仕入担当がかなり重要なポジションとなります。

原材料を日本本社や顧客が支給し、副資材をベトナム国内で調達する場合がありますが、仕入担当者は、時に強い権限を持ち、仕入先から一定の「コミッション」を受領しているケースがあります。ベトナムでは、コミッションの文化が非常に浸透しているため、現地法人は常に仕入担当をチェックする必要があります。

必ず相見積りをとる、仕入責任者を現地法人社長が信頼できる人にする（ローカルパートナーの親族は特に危険）、会社の責任者が仕入れをチェックする等の対策が効果的です。

また、日本本社からは仕入の管理データを定期的に入手し、購入相場を市場相場と比較することも有効です。

なお、最近では、現地法人に「内部通報制度」を導入している日系企業も多くなっています。どの国でも、不正を発見するには、「密告」が一番効果のある制度です。

### 《ケース3》販売先に支払う手数料

仕入コミッションと似ていますが、販売先からコミッションが要求される場合もあります。コミッションを拒否すると新規の取引先が開拓できないと悩んでいる外資企業も少なくありません。コンプライアンスとのバランスを考慮した、ケースバイケースの「実務上」の対応が求められるところです。


日本スタイルを固持しすぎると、現地法人の運営が上手くいかないケースがあります。現地の商習慣を理解した上で、その国に合う運営方法を決定するのが適切です。

重要なのは、こういった交渉を現場責任者（マネージャー）任せにせず、海外現地法人トップ自らが行うことです。トップ同士であれば、従業員より一段高い「ビジネス」の視点からこのような話題について話し合うことができ、現場レベルでの泥沼から抜け出すことも可能となります。

#### Point

- ・日本本社は、頭ごなしにすべてを否定するのではなく、まずは現地法人がおかれている現状に耳を傾けて、打開策と一緒に検討する姿勢が求められます。
- ・交渉を現場に任せると、泥沼にはまります。現地法人トップ自らが責任を持ち、対応方針を打ち出す必要があります。
- ・現地法人のトップには、マネジメントに適切な人材を選出することが必須条件であります。

注：執筆内容はポイントが分かりやすいように原則的制度を中心にご説明したものであり、例外規定などを網羅するものではありません。

 **みらいコンサルティンググループ**

本社：〒104-0031 東京都中央区京橋 2-2-1  
京橋エドグラン 19 階  
拠点：国内 9 拠点 海外 14 拠点  
TEL：03-6281-9810(代)  
FAX：03-5255-9811  
<https://www.miraic.jp/>

1987 年創業。従業員数約 200 名(海外拠点を含む)。  
日本国内に 9 拠点、海外(中国・マレーシア・ベトナム) 5 拠点に加え、ASEAN にジャパンデスク 10 拠点を有する。

公認会計士・税理士・社労士・ビジネスコンサルタントが一体となる「チームコンサルティング」により、中小中堅企業のビジネス展開を、経営者目線から総合的にサポート。

株式上場支援、働き方改革の推進、組織人材開発、企業を強くする事業承継や M&A、国際ビジネスサポート等で多数の支援実績がある。



## 中国における知的財産権管理のポイント (2)

柳田国際法律事務所

弁護士 柳田 一宏氏

弁護士 佐々木 裕助氏

### 1 はじめに

前号（2018年8月号）では、中国における知的財産権管理のポイントの導入として、中国の知的財産権制度を概観した。本号では、中国の知的財産権に係る紛争解決手段について概説し、また、商標登録申請に関する特徴的な事例を取り上げてみたい。

### 2 中国の知的財産権に係る紛争解決手段

岡山県に本社を構えるA社は、半導体の製造・販売を主たる事業としている。

A社は、中国に進出し、中国国内でも半導体の製造・販売を行っており、中国で半導体の製造等に係る特許権も取得している。

近時、中国国内のB社がA社製品と類似した半導体を安価で販売し、シェアを拡大しつつある。

A社の知的財産部長のX氏は、B社の半導体がA社の保有する特許権を侵害している可能性があるという情報を耳にし、中国の知的財産法に通じた日本のY弁護士にアドバイスを求めることにした。

(X氏)

B社の半導体は当社の特許権を侵害している可能性が高いです。当社としてどのように対応すべきでしょうか。まずは、当社として採り得る手段についてアドバイスをお願いします。

(Y弁護士)

貴社として採り得る手段としては、①当事者間の任意の協議による解決、②行政機関を通じた救済手段（行政処罰、行政調停）、③民事訴訟の提起（訴訟前調停、訴訟中調停）、④民間調停、⑤仲裁

が挙げられます。

これらの手段のうち、比較的費用がかからず、迅速に解決できる可能性を見込み、まずは、①の当事者間の任意の協議により対応するケースがままあるところでは、もともと、任意の協議を開始することにより侵害者側が証拠の隠滅に動く場合があります。加えて、侵害行為の中止や損害賠償金の支払いを求めても、相手方が交渉にすら応じず、また、相手方が侵害行為を争い、協議による解決が難しい場合も考えられます。そのため、任意の協議に持ち込むか否かについては慎重に判断する必要があります。

そして、任意の協議により解決できない場合には、②行政機関を通じた救済手段や、③民事訴訟の提起等を検討することになります。

まず、②行政機関を通じた救済手段ですが、具体的には、行政処罰と行政調停の申立てがあります。行政処罰<sup>1</sup>の申立てとは、行政機関に対し、侵害者に処罰を課すよう申し立てることで、行政機関が権利侵害の有無を判断し、有ると判断すれば、侵害者に対し、差止め等の処罰がなされることとなります。また、行政調停とは、同じ行政機関が主宰する調停であり、行政機関への調停申立てについて、侵害者が同意すれば、調停が開始されます。行政調停は、原則として、調停の開始が決定してから一定期間内（例えば、特許権に関する行政調停であれば60日以内）に終了しなければならないとされているため、迅速な解決が期待できません。また、侵害者が行政調停に応じないことは、行政処罰の判断において侵害者側に不利に考慮され得るため、行政処罰の申立てと調停の申立てを併せて行うことで、侵害者側に調停に応じるよう促すことができます。

次に、③民事訴訟の提起ですが、勝訴判決を獲

<sup>1</sup> 行政処罰としては、侵害行為の態様等に応じて、侵害品製造行為の差止め命令、専用設備及び金型等の廃棄命令、権利侵害製品の廃棄命令、販売許諾行為の差止め命令等がある。なお、罰金については、多くの地方では認められていないものの、一部の地方では認められる場合がある。

得すべく訴訟を迫るだけでなく、民事訴訟を提起した上で、訴訟前調停や訴訟中調停を利用することも考えられます。中国では、裁判所が関与する調停は、訴訟の一部という位置付けであり、調停での解決を目指す場合も、まずは民事訴訟を提起することになります。訴訟前調停とは、民事訴訟の提起後、実際の審理が開始される前に当事者の申請により、調停での話し合いを行うものです。他方、訴訟中調停とは、民事訴訟の審理の進行中に（当事者の申請により）調停手続に移行するものです。いずれも調停を開始する旨の合意に至らない場合には元の民事訴訟手続に戻り、判決を求めて訴訟を迫ることになります。

訴訟前調停であれば、民事訴訟の審理前ですので、判決より早期の決着が見込め、また、弁護士費用等の諸費用を低く抑えることが期待できます。他方、訴訟中調停は、民事訴訟の審理を経て行われるため、双方の主張や証拠が整理された上で、判決を見越して協議による解決を図ることができます。

判決までに要する時間や費用、上訴のリスク及び執行の手間を考慮すれば、民事訴訟を提起した後も調停に移行し和解で解決することに合理性がある場合はままあります。

(X氏)

④民間調停や⑤仲裁についてはいかがでしょうか。

(Y弁護士)

④民間調停とは、行政機関や司法機関以外が主宰する調停ですが、行政機関や司法機関といういわゆる「お上」が主導するものではないためか、民間調停を積極的に利用する例は少なく、行政調停や民事訴訟等において、行政機関や司法機関の指示により、民間調停に移行するケースがまれにある程度です。

また、⑤仲裁については、仲裁合意に基づいて行われることが多いですが、仲裁合意がなされて

いない者との間で紛争になった場合に仲裁を利用することは難しいでしょう。なお、仲裁の場合、当事者が和解による解決に至らなくても、当事者を拘束する仲裁判断が下される点で調停とは異なります。

(X氏)

当社が採り得る手段については大変よく分かりました。それでは、当社は今回のB社への対応としてどのような手段を採れば良いのでしょうか。

(Y弁護士)

行政機関を通じた救済手段は、行政機関による処罰があり得るため、直接的かつ強力な手段といえます。また、行政調停においても、侵害者は、行政処罰がなされるか否か意識せざるを得ず、行政調停に応じる可能性は高いといえます。

他方、行政調停は行政処罰と並行して進んでも、行政機関は、判決とは異なり、損害賠償金の支払いを強制する権限はなく、被侵害者とすれば、侵害者との間で損害賠償の合意に至らなければ損害賠償金が支払われることはありません。合意に至らない場合は、別途、民事訴訟の提起等を検討せざるを得ません。

(X氏)

なるほど。行政機関に処罰申立てと並行して調停を申し立てることは、行政機関による取締りを処罰により、交渉しやすくなる面はあるものの、行政機関により損害賠償を命じられることはなく損害賠償金を得るためには侵害者と合意する必要があるということですね。

B社に対し、民事訴訟を提起することについてはいかがでしょうか。

(Y弁護士)

行政機関により処罰されても、行政調停にせよ訴訟前・訴訟中調停にせよ、合意に至らない限り損害賠償金は支払われませんので、強制的に損害賠償金を支払わせる手段としては、(仲裁判断を別

にすれば) 民事訴訟で勝訴判決を得るしかありません。

ただ、行政処罰が課せられれば、民事訴訟でも侵害行為があると認定される傾向にはあるため、最終的には判決を得ることを見込んだとしても、行政機関による救済手段を利用する意義はあるように思います。また、行政機関は、その職権で、(i) 契約や帳簿等の関連資料の内容の確認、複製、(ii) 当事者らに対する照会、(iii) 測量等の現場検証を行うことができるため、行政機関が職権に基づいて収集した証拠を利用することも考えられます。そのため、行政機関を動かすことさえできれば、迅速かつ実効的な解決を望むことができます。

(X 氏)

良く分かりました。最後に各手続を利用する上での留意点はありますか。

(Y 弁護士)

民事訴訟は調停手続と異なり原則として公開されるため、企業秘密に係る情報も公開されてしまう可能性があります。そのような場合は、非公開で審理を行うよう別途裁判所に申立てを行う必要があります。また、民事訴訟を提起した後は、行政機関による救済手段を求めることはできない点に留意が必要です。

なお、いずれの手続を利用するにせよ、証拠をそろえておくことが重要となります。特に毀滅するおそれのある証拠については証拠保全手続を利用したり、侵害品の入手経路について公証を受けたりすることも重要となります。

(X 氏)

ありがとうございます。まずは、証拠収集をした上で、行政機関による救済手段を行うべきかを考えることにしたいと思います。引き続き宜しくお願いします。

### 3 商標登録申請について

岡山県に本社を構える C 社は、全国的に有名な「XX タオル」というブランドのタオルを製造・販売する企業であり、中国を含む海外への展開を企図している。

C 社は、中国で自社ブランド「XX タオル」が勝手に商標登録されるのを防ぐため、同ブランドを中国国内で商標登録することを検討していたところ、とある中国企業が「XX」について商標登録申請を行ったとの情報を得た。

C 社の Z 氏は、Y 弁護士にアドバイスを求めることにした。

(Z 氏)

当社のブランド「XX」を中国でも商標登録したいと考えているのですが、とある中国企業が「XX」について商標登録申請を行ったようです。当社としてどのように対応したら良いのでしょうか。

(Y 弁護士)

商標に関しては、日本で広く利用されているブランドや地名が中国の出願者のオリジナルの商標として日本企業に先んじて出願され、その結果、日本企業が中国に進出しても、自らのブランドや地名を自由に利用できず、ビジネスの足かせとなってしまう問題（冒認出願）がしばしば見受けられます。

今回のように商標登録申請が登録の要件を満たしていると、当該申請は 3 ヶ月間公表されることとなります。これを初歩登録査定公告といいます。初歩登録査定公告から 3 ヶ月以内に異議申立てがない場合は、商標が登録されるという制度です。

今回は未だ商標が登録されていないようですので、「XX」は日本で広く知られた地名は商標として認められないことを理由に中国商標局に異議申立てを行うと良いでしょう。

なお、異議申立ての機会を逃して、商標が登録された場合、商標登録の無効を求め無効審判請求を行うことになります。

(Z氏)

ありがとうございます。早速、異議申立ての準備に取り掛かりたいと思います。

(Y弁護士)

分かりました。なお、異議申立てが認められず、商標が登録されてしまった場合には、中国企業との間で商標の買取り交渉をせざるを得なくなることもありますので、異議申立てを成功させることが重要です。

#### 4 おわりに

本号では、中国の知的財産権に係る紛争解決手段について概説し、また、近時しばしば見受けられる商標登録申請に関する問題を取り上げた。次号では、中国における知的財産権紛争の予防に関するポイントについて考えてみたい。

(次号に続く)

柳田国際法律事務所 代表パートナー

柳田 一宏氏

---

2000年弁護士登録。ハーバード・ロースクール客員研究員を経て、2003年ハーバード・ロースクールLL.M.課程修了。2004年米国ニューヨーク州弁護士登録。

専門分野はコーポレート・ガバナンス、国際取引、M&A、事業再生・倒産、訴訟・紛争等。

著作に「アメリカ事業再生の実務」(共著、金融財政事情研究会、2011年)、「特別対談 法務部と法律事務所の役割分担」(Business Law Journal 2013年5月号)、「世界銀行 ICR Task Force Meeting への参加報告」(NBL 2016年3月15日号)他多数。

柳田国際法律事務所 アソシエイト

佐々木 裕助氏

---

2007年弁護士登録。

専門分野はコーポレート・ガバナンス、危機管理・コンプライアンス、金融商品取引法、訴訟・紛争等。

---

#### 【お問い合わせ先】

柳田国際法律事務所

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

有楽町電気ビル北館1310区 (〒100-0006)

E-mail: kazuhiko.yanagida@yp-law.jp

URL: <http://yp-law.jp>

Tel: +81-3-3213-0034

Fax: +81-3-3214-5234